

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱 新旧対照表

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱</p> <p>(略)</p> <p>(計画等に対する事前了解)</p> <p>第4条 協定第6条第2項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。</p> <p>(略)</p> <p>(平常時における連絡)</p> <p>第6条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)</u>の計画及び進捗状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子力発電所建設計画(その都度)</li> <li>② 原子炉設置変更許可申請(その都度)</li> <li>③ 原子炉設置変更許可(その都度)</li> <li>④ 建設工事計画(毎年度当初)</li> <li>⑤ 建設工事の進捗状況(毎月)</li> </ol> <p>(2) <u>発電所の運転(試運転を含む。)</u>計画及び運転状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所の運転計画(教育訓練及び燃料等輸送を含む。)(前年度末)</li> <li>② 発電所の運転実績(教育訓練及び燃料等輸送を含む。)(毎年度当初)</li> <li>③ 発電所の運転状況(毎月)</li> <li>④ 計画運転停止の計画(その都度)</li> <li>⑤ 計画運転停止の実績(その都度)</li> <li>⑥ 冷却水取放水量の変更(その都度)</li> </ol> <p>(略)</p> <p>(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)</p> <p>第7条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱</p> <p>(略)</p> <p>(計画等に対する事前了解)</p> <p>第4条 協定第6条第2項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)<u>(以下この条において「法」という。)</u>第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。</p> <p>2 <u>協定第6条第3項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たつての計画変更</u></li> <li>(2) <u>前号以外の計画変更にあつては、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更</u></li> </ol> <p>3 <u>第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙及び丙が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における周辺地域住民の安全確保等への影響は、法第43条の3の8第4項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する災害の防止上の支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(平常時における連絡)</p> <p>第6条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)</u>の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子力発電所建設計画(その都度)</li> <li>② 原子炉設置変更許可申請(その都度)</li> <li>③ 原子炉設置変更許可(その都度)</li> <li>④ 建設工事計画(毎年度当初)</li> <li>⑤ 建設工事の進捗状況(毎月)</li> <li>⑥ <u>廃止措置計画認可申請(その都度)</u></li> <li>⑦ <u>廃止措置計画認可(その都度)</u></li> <li>⑧ <u>廃止措置計画変更認可申請(その都度)</u></li> <li>⑨ <u>廃止措置計画変更認可(その都度)</u></li> <li>⑩ <u>廃止措置計画の変更届(その都度)</u></li> </ol> <p>(2) <u>発電所の運転(試運転を含む。)</u>計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所の運転計画(教育訓練及び燃料等輸送を含む。)(前年度末)</li> <li>② 発電所の運転実績(教育訓練及び燃料等輸送を含む。)(毎年度当初)</li> <li>③ 発電所の運転状況(毎月)</li> <li>④ 計画運転停止の計画(その都度)</li> <li>⑤ 計画運転停止の実績(その都度)</li> <li>⑥ 冷却水取放水量の変更(その都度)</li> <li>⑦ <u>廃止措置実施計画(前年度末)</u></li> <li>⑧ <u>廃止措置実績(毎年度当初)</u></li> <li>⑨ <u>廃止措置状況(毎月)</u></li> </ol> <p>(略)</p> <p>(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)</p> <p>第7条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。</p> <p>(略)</p> |